

「マイナンバーカード」が利用できる医療機関等では

限度額適用認定証の提示が**不要**になりました！



限度額適用認定証とは？

保険証があればOK

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。※「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」のこと

何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

- 医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に建設国保に申請し「限度額適用認定証」の発行が必要でした。
- 「限度額適用認定証」が一年を通じて必要な方は、毎年7月～8月に更新手続きが必要でした。

これからは

- 「マイナンバーカード」が利用できる医療機関等では
- 保険証の提示と本人の同意により、医療機関等の窓口で限度額情報の取得が可能となりました。
 - このため、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除され、建設国保への事前申請が不要になりました。

※「マイナンバーカード」で医療機関等にかかる場合も「限度額適用認定証」の提示は不要

どこの医療機関が対応しているの？

対応医療機関等には、「マイナ受付」のステッカーが掲示されています。※不明な場合は医療機関等にお尋ねください。



◇ご利用にあたっての注意事項◇

- ※1 建設国保では、マイナンバー制度による情報連携を利用して、所得課税情報を市区町村に照会しています。所得課税情報が照会できない場合等は「所得・課税証明書」の提出及び申請手続きが必要です。
- ※2 「マイナンバーカード」が利用できない医療機関等にかかる場合は、「限度額適用認定証」の提示が必要なため、申請手続きが必要です。
- ※3 直近12ヶ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。

全国建設工事業国民健康保険組合
 ◆お問い合わせは**全国建設工事業国民健康保険組合**まで◆
 兵庫県支部 網子出張所